

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 市民センターの利用基本方針（遵守事項）

令和3年11月24日改正
（令和3年12月1日～適用）

市民センターの利用にあたっては、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底など、「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）を踏まえ、次の条件によりご利用ください。

1 自宅等での体調等の確認 ⇒ 次のいずれかに該当する場合は、利用できません。

- 普段の体調と違う症状（風邪の症状がある、息苦しい、だるい、咳・咽頭痛などの体調不良）などがある。
- 同居家族に体調不良の方がいる。
- 過去2週間以内に新型コロナウイルスの感染者又は感染が疑われる人との接触があった。

2 市民センター利用時の基本事項

- ◆ マスクを着用する。
- ◆ 活動前後に消毒用アルコールによる手指消毒又は石鹸による手洗いを徹底する。
- ◆ 「3つの密（密集・密接・密閉）」を避ける。
 - 部屋ごとの利用上限人数以内で利用する。
 - 人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 活動中は、定期的に窓及びドアを開けて換気（30分に5分又は1時間に10分程度）をする。また、換気時間中は、大きな音が出る活動を行わない。
- ◆ ロビー及び各部屋（調理実習室を除く。）での水分補給以外の飲食（茶道を除く。）は、禁止とする。
- ◆ 活動終了後は、使用した部屋の清掃を行うとともに、拭き消毒を行う。
※ゴム手袋やペーパータオル等は利用者が用意し、消毒液と布巾は市民センターで貸し出す。
- ◆ 活動終了後、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」及び「当日参加者名簿」を事務室に提出する。
- ◆ ごみは、持ち帰る。
- ◆ ロビーでの長時間の滞在は控える。

3 活動内容に応じた感染防止策の徹底

飛沫が飛ぶおそれがある、他者と接触・接近する、呼吸が激しくなる、器具等を共有する、飲食を伴うなど、感染リスクが高いと考えられる次のような活動をする団体は、各種協会等が示すガイドライン等を参考にした上で「感染防止策」を策定し、利用する市民センターに提出するものとする。また、当該「感染防止策」をメンバー間で共有するものとする。

例) コーラス、カラオケ、童謡、詩吟、吹矢、管楽器演奏、ダンス、社交ダンス、空手、剣道、テコンドー、よさこい、卓球、和太鼓、囲碁、将棋、健康マージャン、料理、茶道など

皆様の安全のため、ご理解とご協力をお願いします。